

Seagaia Meeting 2005

Programmer's Camp

「健康情報SIG」について

富士通株式会社

ヘルスケアソリューション事業本部

鈴木淳夫

背景

健康増進・疾病予防への施策

健康日本21

21世紀における国民の健康づくり運動

期間 2000～2010年

健康増進法

2002年 公布

健康安心プログラム

2003年 発表

健康フロンティア戦略

2004年 発表

「健康寿命」を2年のばす事が目標

健康増進法

2002(平成14)年 8月 2日公布、2003(平成15)年 5月 1日施行

(健康診査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

健康診査の実施等に関する指針

平成16年6月14日 厚生労働省告示 第二百四十二号

- 第一 基本的な考え方
- 第二 健康診査の実施に関する事項
- 第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導

その他の保健指導に関する事項

- 第四 **健康手帳等**による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項
- 第五 健康診査の結果等に関する個人情報取扱いに関する事項
- 第六 施行期日

「健康手帳の活用」

平成16年6月14日 厚生労働省告示第二百四十二号

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

【概要】

- 1 健康増進事業実施者においては、**健診結果等情報を継続させることは、自己管理、疾病予防、進行の防止の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、検診結果等情報をために必要な措置を講じることが望ましい。**
- 2 **生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴(アレルギー歴を含む)、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。**
- 3 **健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用することにより、健康の自己管理の観点から本人が主体となっていくことを原則とすること。将来的には統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等の情報を継続することが望まれる。**
- 4 **生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳は、ライフステージ及び制裁に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果、生活習慣に関する記録、健康の増進に向けた自主的な取り組み、受診した医療機関等の記録、健康増進に向けて必要な情報及び知識といった項目が含まれることが望ましい。その様式等としては、記載が容易で、保管性及び携帯性等、工夫されたものであることが望ましい。**

行政の保健政策対応（縦割り）

成長過程

老年期



壮年期



青年期



少年期



幼児期
乳幼児



退職



就労



入学



誕生

老人保健

産業保健

国保、健保組合等
医療保険による
保健事業

学校保健

母子保健

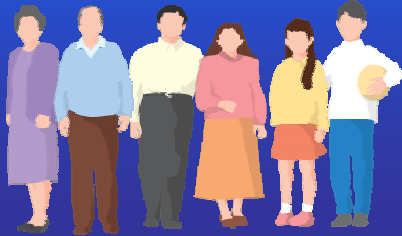
生涯一貫した健康管理

健康情報バンク（仮称）

IT技術に基づく安心安全な電子健康手帳 = 健康情報バンク

自ら摂取する健康データ

- ・ 体温
- ・ 食事
- ・ 血圧
- など



個人(住民)

登録

各種健康情報

- ・ 病歴サマリ
- ・ 投薬情報
- ・ 新体力テスト
- ・ 運動関連データ
- ・ 検診結果
- ・ 予防注射履歴

など



登録

健康情報
バンク

健康情報の収集・管理（表示）

成長過程

老年期



壮年期



青年期



少年期



幼児期
乳幼児



健康情報 バンク

体重

体温

血圧

食事

新体力テスト

身体測定



健康診断

予防接種

出生情報

健診情報



新体力テスト



母子手帳



